

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する
規程

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年交通局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第20条第4項中「及び第6号から第11号まで」を「、第6号から第10号まで及び第12号」に、「第12条の5」を「第12条の6」に、「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。